

● 国土審議会土地政策分科会特別部会とりまとめの公表

国土審議会土地政策分科会特別部会は、所有者不明土地の発生抑制・解消に向け土地に関する基本制度について検討を重ね、2月27日にとりまとめを公表した。とりまとめのポイントは次のとおり。

- ・所有者が土地の利用・管理について第一次的な責務を負うこと
- ・所有者による土地の利用・管理が困難な場合に近隣住民、地域コミュニティ等が行う利用・管理には公益性があり、そのために所有権は制限され得ること
- ・国、地方公共団体は、利用・管理の促進策やその法的障害の解消のための施策を講じるべきであること

国土交通省では、今後、とりまとめ等をふまえて更に検討を深め、人口減少社会に対応して土地政策を再構築し、2020年までの土地基本法等の改正に向けて取り組んでいく。

※関連資料は、国土交通省のホームページに掲載。

[http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s103\\_tokubetu01.html](http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s103_tokubetu01.html)